

保護者 各位

東京都立大島海洋国際高等学校長  
大山 敏

## 学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

これらの感染症への罹患及び罹患の疑いがあるて帰舎、登校出来ない場合には、必ず寄宿舍生は専任舎監へ、在島生は担任へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担任へ御提出ください。

\* 病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

## 学校感染症による欠席届

東京都立 大島海洋国際高等学校長 様

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

下記の疾患について、\_\_\_\_月\_\_\_\_日に医師の診断を受けました。

病 名：\_\_\_\_\_

受診した医療機関名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

インフルエンザ : 発症（発熱）日 \_\_\_\_月\_\_\_\_日、解熱日\_\_\_\_月\_\_\_\_日、

新型コロナウイルス : 発症日 \_\_\_\_月\_\_\_\_日、症状軽快日\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

※上記感染症以外は発症日等の記入は必要ありません。

このため、\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで欠席させていましたが、登校させますので御連絡します。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

保護者名\_\_\_\_\_印

＜参考＞学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後 (発熱の翌日を 1 日目として) 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 (例) 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑 (リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで  ※「その他の感染症」は、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があります。あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。

根拠：学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条

学校において予防すべき感染症の解説〈平成 30 (2018) 年 3 月発行〉